

(参考)第二種奨学金の補助金の上限額

学校	区分	通学形態	法令で定める第一種奨学金の貸与月額の上限(A)	第二種奨学金の補助金の上限額 (A×24ヶ月)
大学	国・公立	自宅	45,000	1,080,000
		自宅外	51,000	1,224,000
	私立	自宅	54,000	1,296,000
		自宅外	64,000	1,536,000
大学院	修士課程		88,000	2,112,000
	博士課程		122,000	2,928,000
高専	国・公立	自宅	45,000	1,080,000
		自宅外	51,000	1,224,000
	私立	自宅	53,000	1,272,000
		自宅外	60,000	1,440,000

(例)国公立大学・自宅通学・第二種奨学金の貸与月額50,000円の場合

⇒ 上記表から 法令で定める第一種奨学金の貸与月額の上限(A)45,000円のため
第二種奨学金の補助金の上限額は
45,000円×24ヶ月=1,080,000円 となります。

※通学形態を変更した場合、第一種奨学金と第二種奨学金の両方の貸与を受けた場合
などは上限額は上記表と異なりますのでご注意ください。

※既卒者の場合は、奨学金として貸与を受けた額のうち、交付申請時の返還残額と卒業前2年間に貸与を受けた額を比較して、いずれか低い額により計算した額となります。